

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第二百一十九条の五第二項の規定に基づき、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件

建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二百一十九条の五第二項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかごの積載荷重は、それぞれ当該各号に定める数値とする。

- 一 次に掲げる基準に適合するトランクを設けたエレベーター エレベーターのかごの面積をトランクの面積を除いた面積として、令第二百一十九条の五第二項の表に基づき算定した数値
- イ 床面から天井までの高さが一・二メートル以下であること。
- ロ かごの他の部分とトランクの床面の段差が十センチメートル以下であること。

- ハ 施錠装置を有する扉を設けること。
- ニ かつこの奥行き（トランク部分の奥行きを含む。以下同じ。）が二・二メートル以下であり、かつトランク部分の奥行きがかこの奥行きの二分の一以下であること。
- 二 フォークリフトその他のかこに荷物を積み込む機械（以下「フォークリフト等」という。）がかこく荷物の積み込み時にかこに荷重をかける乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター 次に掲げる数値のうち大きいもの
  - イ 実況に応じ算定した昇降させる人又は物の荷重に、フォークリフト等の荷重（荷物の積み込み時にかこにかかる荷重に限る。）を加えたものを一・五で除した数値
  - ロ 令第二百二十九条の五第二項の表に基づき算定した数値
- 三 昇降行程が十メートル以下で、かつ、かこの床面積が一・一平方メートル以下のエレベーター 床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値
- 四 昇降行程が二十メートル以下で、かつ、かこの床面積が一・三平方メートル以下の住宅、下宿又は寄宿舍に設けるエレベーター 床面積一平方メートルにつき二千五百として計算した数値で、かつ、千三

百以上の数値

五 平成十二年建設省告示第 号第一第七号に掲げる昇降機 がこの床面積が二平方メートル以下のものにあつては千八百、床面積が二平方メートルを超え二・二五平方メートル以下のものにあつては二千四百

六 平成十二年建設省告示第 号第一第八号に掲げる昇降機 九百

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。